

巻末資料

■ 黒島地区重点景観計画における届出対象行為と景観形成基準

(1) 届出対象行為

①届出対象建築物（法第16条第1項第1号）

以下に該当する建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更（修繕、模様替、色彩の変更）を行う場合は届出を行うものとします。

1) 建築面積が10㎡を超える建築物

2) 届出対象外

下表に該当するものは届出の対象外とします。

行為	届出の対象外となる規模
増築、改築	その部分の建築面積の合計が10㎡以下となるもの
修繕、模様替、色彩の変更	外観の変更となる各壁面又は屋根面における行為の面積が、それぞれの面で10㎡以下となるもの

②届出対象工作物（法第16条第1項第2号）

以下に該当する工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更（修繕、模様替、色彩の変更）を行う場合は届出を行うものとします。

1) 工作物

次にあげる工作物の種類のうち、高さが3mを超えるもの。ただし、擁壁（④）については見附面積が10㎡を超えるもの、サイロ等（⑤）については高さが1.5mを超えるもの、橋りょう等（⑩）は長さが2mを超えるものとします。

① 煙突

② 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、鉄塔、携帯電話のアンテナその他これらに類するもの

③ 広告塔、広告版、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの

④ 擁壁

⑤ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの

⑥ 観光用のエレベーター、エスカレーター

⑦ ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設

- ⑧ メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- ⑨ 鉱物、岩石、コンクリート、ガラス等の粉碎で原動機を使用するもの
- ⑩ アスファルト、石油、ガス等を原料とする製造施設
- ⑪ 自動車車庫の用途に供する工作物
- ⑫ 飼料、肥料、セメント、石油、ガス、液化石油ガス、穀物その他これらに類するものを貯蔵するもの
- ⑬ 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設
- ⑭ 風車
- ⑮ 高架道路、高架鉄道、横断歩道橋、跨線橋その他これらに類するもの
- ⑯ 橋りょうその他これに類するもの
- ⑰ ゴルフ練習場その他これに類するもの（建築物に該当するものを除く）
- ⑱ 前号に定めるものの外、市長が指定し告示したもの。

2) 届出対象外

下表に該当するものは届出の対象外とします。

行為	届出の対象外となる規模
増築、改築	その部分の水平投影面積の合計が 10 m ² 以下となるもの
修繕、模様替、色彩の変更	外観の変更となる各壁面又は屋根面における行為の面積が、それぞれの面で 10 m ² 以下となるもの

③良好な景観の形成に支障のある行為（法第 16 条第 1 項第 4 号）

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更で、面積が 100 m²を超えるもの又は、幅員が 2 m を超える河川及び水路等若しくは道路及び農道等の新設、改修等。
- (2) 木竹の植栽又は伐採で、その面積が 100 m²を超えるもの。ただし、農業等を営むために行う物件は除く。
- (3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、その堆積期間が 6 月を超え、かつ、その面積が 100 m²を超えるもの。
- (4) 水面の埋め立て
- (5) 又は干拓で、その面積が 100 m²を超えるもの。

(2) 建築物・工作物の景観形成基準

項目	基 準
形態 意匠	・周辺のまちなみや環境との調和に配慮した形態・意匠とする。 ・海への眺望や背景となる山なみの稜線への眺望に配慮する。 ・擁壁は素材や色彩の工夫や緑化を行うなど、周辺との調和が図れるよう修景に努める。 ・住宅等にあっては瓦葺き・勾配屋根を基本とし、適度な軒の出を有するよう努める。 ・寺社等の歴史的建築物等の改築、外観の変更にあっては、従前と同様の形態・意匠とするよう努める。 ・建築物・工作物の素材は、昔から使われてきた素材と同等のものをを用いるよう努める。 ・高さは 10m以下とする。ただし、市長が、やむを得ない理由があり、景観審議会の意見を聴いて認めたものについてはこの限りではない。
色彩	・周辺の自然環境と調和が図れる低彩度の色彩とする。 ・屋根や建築物上部については、無彩色を推奨する。 ・大規模な建築物などの色は、マンセル値により、色相 R～5Y の場合、彩度 3 以下、その他の色彩の場合、彩度 1 以下とする。 (背景が海となる場合は、明度は 4 以上を推奨する。また、背景が緑や山並みとなる場合は、明度は 9 以下を推奨する。) ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りでない (1) アクセント色として着色される部分(外壁の各方向の見附面積の 10%以内とする)の色彩。 (2) 表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩。 (3) 市民が利用する地域のシンボルとなる公共施設等で、市長が景観審議会の意見を聴いて認める場合。 ・使用する色数はできる限り少なくするよう努める。
建築設備等	・建築設備等は屋上への大規模な設備等の設置は避け、できる限り公共空間から見えない場所に設ける。見える場所に設ける場合は、木壁や植栽による遮蔽や、屋根や外壁と同一の色調とするなど、建築物と調和し目立たないよう工夫する。 ・配管やダクト等は、壁面に露出しないように配慮する。外部に露出する場合は、壁面と同一の色調とするなど、建築物と調和し目立たないよう工夫する。
外 構	・敷地内は可能な限り緑化をするなど、周辺環境との調和に配慮する。 ・敷地内に防風林や屋敷林などの樹木がある場合は、できる限りその保全に努める。 ・大規模建築物と一体となった擁壁や架台は、建物と同一の素材とするなど、周辺との調和に努める。 ・敷地内に石積みや石段などがある場合は、できる限りその保全に努める。また、新たに設ける場合は、昔から使われてきた素材や工法と同等のものをを用いるよう努める。 ・前面道路に面する部分の舗装は、前面道路の仕上げに合わせるなど、周辺との調和に努める。 ・敷地境界に塀や柵等を設ける場合は、生垣や透過性のあるフェンスと植栽を組み合わせるなど、開放的でゆとりある空間の創出に努める。 ・公共の場から見える場所への物品の集積は避ける。集積する場合は、植栽で覆うなど修景に努める。
付属施設	・倉庫やごみ置場等の付属施設は、できる限り前面道路から見えない場所に設ける。見える場所に設ける場合は、木壁や植栽による遮蔽や、建築物と同様の素材や意匠による修景を行うなど、周辺景観との調和に配慮する。
駐車場	・駐車場はできる限り前面道路から見えない場所に設ける。見える場所に設ける場合は、緑化を行うなど、周辺環境との調和に配慮する。
夜間景観	・過度な照明は避け間接照明を利用するなど、周辺環境に応じた夜間景観の演出に配慮する。

■ 文化財保護法の届出を要しない行為

以下に定める行為については、影響の軽微であるものとし、黒島の文化的景観保存計画において届出を要しない行為として定めている。

①地盤面下又は水面における行為

②仮設の建築物、工作物の建設等

③通常 of 管理行為、軽微な行為

ア．建築物の新築、増築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更行為で次のいずれかに該当するもの

- ・ 建築面積が 10 m²以下の建築物
- ・ 色彩の変更を行う部分が 10 m²以下のもの
- ・ 擁壁等（塀、柵含む）の構造物その他これに類するもので、面積が 10 m²以下のもの
- ・ 電柱、照明灯、携帯電話用アンテナ、その他これに類するもので高さ 3m以下のもの
- ・ 生業を営むために行う、高さが 1.5 以下の貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の設置等
- ・ 生業を営むために行う、幅員が 2m以下の用排水路又は幅員が 2m以下の農道若しくは林道の設置
- ・ 現在も使用している墓地における改葬

イ．土地の形質の変更行為で、面積が 100 m²以下のもの（ただし、これにより建築物・工作物等が生じ、アの基準を超える場合は届出を要する。）

ウ．木材の伐採で、次のいずれかに該当するもの

- ・ 森林の保育、施設管理のために通常行われる木竹の伐採
- ・ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

教育委員会は、重要文化的景観の現状又は管理若しくは復旧の状況を把握し、文化財保護法第 8 章（第 140 条）により報告を求められた場合は、文化的景観の現況について報告するものとする。

また、文化的景観区域内で佐世保市景観計画による届出等があったものについては、景観計画担当部署及び教育委員会で協議を行うこととし、現状変更の内容によっては、所有者等と協議を行うこととする。（域内で行われる公共工事を含む。）

重要文化的景観の滅失又はき損が省令第 4 条に定める行為についても、教育委員会と事前に協議を行うことを原則とする。

【佐世保市黒島の文化的景観整備活用計画書】

発行日 平成 28 年 3 月 31 日

編 集 佐世保市教育委員会社会教育課

発 行 佐世保市教育委員会

佐世保市八幡町 1-10

印 刷 県北印刷株式会社

佐世保市白岳町 106-4